

令和6年度 札幌市 施策に関する政策要望

令和 5 年 9 月
札幌商工会議所

1. 新幹線開業を見据えた札幌広域圏の総合交通体系の確立

- (1) 利用者の利便性を考慮した札幌駅ならびに駅周辺整備の推進 (要望先：まちづくり政策局)
- (2) 都心アクセス道路の早期実現 (要望先：まちづくり政策局)
- (3) 丘珠空港の早期滑走路延長 (要望先：まちづくり政策局)

2. 食と観光の振興に係る支援

- (1) すすきの地区における公設「観光案内所」の設置 (要望先：経済観光局)
- (2) 持続可能な観光地を目指した DX 推進支援策の拡充 (要望先：経済観光局)
- (3) 食関連事業者の海外進出に対する支援体制の拡充 (要望先：経済観光局)
- (4) 国内展示会・商談会出展に向けた支援 (要望先：経済観光局)

3. 原材料・原油高対応及び円滑な価格転嫁への支援

- (1) エネルギー価格等の高騰に係る支援体制の拡充 (要望先：経済観光局)
- (2) 価格転嫁等取引適正化に向けた環境整備環境整備の更なる推進 (要望先：経済観光局)

4. デジタル化の推進

- (1) デジタル化の環境整備に向けた補助金等支援策の拡充 (要望先：経済観光局)
- (2) デジタル人材育成・リスクリング等の支援策拡充 (要望先：経済観光局)
- (3) 企業のセキュリティ対策推進に向けた支援策の強化 (要望先：経済観光局)

5. 公共予算の確保、入札制度等の改善

- (1) 地域を支え経済復興をけん引するための安定的な建設予算の確保
(要望先：建設局他、関連発注部局)
- (2) 働き方改革に対応した発注の推進と生産性向上の推進
(要望先：建設局他、関連発注部局)
- (3) 設備工事業の働き方改革実現のための工期の確保 (要望先：建設局他、関連発注部局)
- (4) 入札・契約制度の改善と最低制限価格の引き上げ (要望先：建設局他、関連発注部局)
- (5) 原料・物価高騰への対応、柔軟なスライド適用 (要望先：建設局他、関連発注部局)
- (6) 冬季間における独自の積算歩掛設定及び、工期設定の見直し
(要望先：建設局他、関連発注部局)
- (7) 道路除排雪体制の強化及び安定的な予算確保 (要望先：建設局)
- (8) 指定管理業務受託者に対する人件費に関するスライド条項の適用 (要望先：財政局)
- (9) 施設警備、駐車場整理業務の参加資格要件確認の厳格化 (要望先：財政局)
- (10) 建物清掃業務総合評価一般競争入札における「従事者の支払賃金の提案」の廃止
(要望先：財政局)
- (11) 入札、プロポーザル情報発信の一元化 (要望先：経済観光局他、関連部局)

6. 人材確保・育成支援

- (1) 建設業における若年層の入職促進策の拡充（要望先：経済観光局）
- (2) 理工系学生の道内定着に向けた取り組みの拡充（要望先：経済観光局）
- (3) IT 技術者の育成と確保に向けた支援（要望先：経済観光局）

7. 制度改正・創設、補助制度の拡充など

- (1) 中小企業のカーボンニュートラル実現に向けた取り組みへの支援拡充（要望先：環境局）
- (2) 札幌市公認SDGs認証制度の構築（要望先：環境局）
- (3) 若年層の定住を後押しする住宅取得促進施策の創設（要望先：建設局）
- (4) 補助金の利便性向上、継続運用について（要望先：経済観光局他、関連部局）

1. 新幹線開業を見据えた札幌広域圏の総合交通体系の確立

(1) 利用者の利便性を考慮した札幌駅ならびに駅周辺整備の推進

新幹線の札幌開業効果を全道に波及させ、最大化させるためには、札幌駅における二次交通への接続強化が必要不可欠である。

こうした中、札幌駅バスターミナルは道内都市間バスの81%が発着に利用する重要拠点であるが、令和5年3月に札幌駅交通ターミナルの事業化が決定したところである。

ついては、今後整備される新幹線駅やバスターミナルには、新幹線ホームから2次交通へのシームレスな接続強化はもとより、外国人・障がい者など多様な利用者が訪れることから、利用者・事業者の意見を踏まえ、使い勝手の良いものとなるよう整備を進められたい。

また、工事期間中の渋滞解消や利用者への情報提供に万全を期して頂きたい。

○新幹線改札口に直結する再開発ビルでは、地下動線の整備や各階層をつなぐエレベーターやエスカレーターなどの適切な配置により、二次交通とのシームレスな接続を実現する。

○わかりやすい案内サイン等の掲出やバリアフリーに対応した歩行者ネットワークの拡充等により、多様な利用者の利便性向上に努める。

○札幌市を事務局とする札幌駅周辺関係事業間の連携を図る会議体を設置、工事工程や交通規制情報等の共有を図るほか、札幌駅周辺の工事期間中の渋滞解消や利用者への情報提供について議論や検討を進める。【まちづくり政策局政策企画部・総合交通計画部】

(2) 都心アクセス道路の早期実現

札幌都心部と高速道路とのアクセス性の向上は、夏期はもとより、冬期間においても観光や物流などさまざまな面で定時性・速達性の向上が図られることで、都市機能や魅力を向上させる。また、札幌都心部に集積する高次医療機関への搬送や丘珠空港を活用した広域医療の点から、地方都市とのネットワーク向上に資するものである。

こうした中、都心アクセス道路については、国土交通省の令和3年度新規事業として採択され、現在、測量・調査に着手しているところではあるが、今後も札幌市として必要な予算確保と、遅滞のない事業実施により、2030年度の新幹線札幌開業までに供用開始されたい。

○今年度、国土交通省北海道開発局が、一般国道5号創成川通（都心アクセス道路）の測量設計等を実施しているようであり、当該事業が円滑に推進できるよう、札幌市でも引き続き市民への情報提供など実施環境の整備に協力していく。【まちづくり政策局総合交通計画部】

(3) 丘珠空港の早期滑走路延長

丘珠空港は、札幌都心から約6キロの好立地にあり、HAC（北海道エアシステム）の拠点化やFDA（フジドリームエアラインズ）による運航などが寄与し、利用者数は順調に増加傾向にあるものの、滑走路が1,500mと短く、十分な利活用が図られていない状況にある中で、札幌市は本年7月に札幌市が「丘珠空港の将来像」で示された1,800mへの滑走路延長を2030年までに目指すことを公表するとともに、8月には当所とともに、早期事業化に向け国へ要望したところである。

こうした中、国土交通省の令和6年度概算要求では、「丘珠空港の機能向上についての検討」が盛り込まれたことから、引き続き国と密に連携をとり、早期事業化が実現するよう要望する。

○2022 年 11 月策定の「丘珠空港の将来像」の実現に向け、国への要望を行うとともに、国等の関係機関で構成される「丘珠空港機能強化検討会」を立ち上げ、滑走路延伸を含む各種機能の強化に必要な議論を行い、課題の洗い出しや情報の共有を図っている。

○滑走路延伸の 2030 年供用開始を目指し、2023 年 8 月 31 日に、事業化の調査・見当が速やかに着手され円滑に進められるよう国へ要望を行ったところであり、引き続き関係機関と密に連携しながら取り組んでいく。【まちづくり政策局総合交通計画部】

2. 食と観光の振興に係る支援

（１）すすきの地区における公設「観光案内所」の設置

コロナ禍からの脱却によりインバウンドの回復が進むなか、すすきの地区には公設の観光案内所が設置されていないため、一般的な飲食店等を求めるインバウンドのニーズに応えることが難しい状況となっている。

ついては、すすきの地区を訪れるインバウンドの満足度向上に繋げるとともに、一部の私設の観光案内所が行う不適切な案内による地区全体のイメージダウンを防ぐため、すすきの地区に誰もが安心して利用できる公設の観光案内所の設置を要望する。

○札幌市では、JR 札幌駅、地下鉄大通駅、大通公園に観光案内所を設置している。

○観光案内所は、観光客のおもてなしの最前線として、観光客が求める情報やサービスの適切な提供、地域の魅力発信など、利便性や満足度の向上に寄与する重要な役割を担っている。

○一方で、スマートフォンの普及などの ICT 技術の進展により、観光客の情報収集手段が変化する中で、観光案内所の持つべき役割は転換期を迎えており、従来型の観光案内所の形態にとらわれることなく、時代・ニーズに合った観光案内所のあり方を検討する必要がある。

○世界の先進事例や動向に関して、北海道大学大学院国際広報メディア・観光学院の准教授に依頼し、当部や札幌観光協会などの関係者を集めた勉強会を実施したほか、都心部における観光案内機能の考え方を整理するための調査検討業務を行っている。

○調査検討業務を通して、観光案内所が担うべき役割を改めて整理し、デジタル技術の活用等も含めて、適切な観光案内所の在り方や設置場所を検討していく。【経済観光局観光・MICE 推進部】

（２）持続可能な観光地を目指した DX 推進支援策の拡充

ホテルや飲食店等の観光業界では、長期間にわたるコロナの影響で深刻な人手不足による稼働率の低下に加え、人件費の上昇やエネルギー・原材料価格等の高騰により、経営が圧迫されている。

そうした中、観光業では、収益増加のため事業の効率化を図るとともに、サービスの高付加価値化や旅行者の満足度を向上させる取組みを、人手不足の状況であっても進めていくため、より一層の DX の推進が必要不可欠である。

ついては、持続可能な観光地づくりを進めるため、スマートチェックイン、モバイルオーダーシステム導入に向けた補助など、これまで以上に観光業における DX 推進に向けた支援を要望する。

○観光業界、とりわけ宿泊業界における人手不足は深刻であると強く認識している。

○昨年 11 月には、複数の宿泊事業者や宿泊関連団体に対しヒアリングを実施し、人手不足

に関する現状の課題や要望について聞き取りを行ったところ。

○令和6年度は、宿泊事業者に対する人材確保施策を新規で実施する予定であり、内容としては、経営層向けセミナーや合同就職説明会のほか、業務の省人化やDX推進のため、事例集の作成や、DXセミナーの開催、DXソリューション提供企業との商談会などを、宿泊事業者を対象に実施する方向で検討を進めている。

○このほか、早期に着手できる取組として、宿泊事業者に対する多言語通訳サービスの試行導入の支援を検討しているところ。

○こうした取組をはじめ、観光業界における人手不足への対策を引き続き様々な手法により検討していく。【経済観光局観光・MICE推進部】

（３）食関連事業者の海外進出に対する支援体制の拡充

中小企業の海外販路拡大については資金や人材の問題など、課題が多くあり、意欲があっても取組みにくい状況となっているなか、特に海外への物流コストは輸出促進の障壁となっているため、物流コスト低減に活用できる補助金の創設を要望する。

また、特に海外への販路拡大の補助金や助成金には、申請の手続きや書類の作成が複雑であったり、採択のハードルが高かったりするものが多いため、ノウハウのない小規模事業者にも利用しやすい簡便な補助制度の構築をあわせて要望する。

○物流コストに対する直接的な補助金等の支援は国際的な取り決めにより禁止されていることから、札幌市では「環境配慮型商品開発等補助金」による間接的な支援を推進している。

○この補助金による商品開発や改良によって、賞味期限の延長や温度帯に関わらない輸送などを実現し、輸送コスト削減に寄与することができるものと考えている。

○加えて、海外に店舗を持つ小売事業者との連携による市内企業の海外展開を進めており、日本国内での納品など、市内企業にとって物流コストを考慮しなくても良い商務条件での取引機会を提供できるものと考えている。

○また、企業の海外展開に向けた支援として、食の海外展開チャレンジ支援補助金を設け、外国語の資料、自社ホームページ等の新規制作費用や食の展示会、商談会への出展に伴う商品の輸送費や出展費用、旅費に対する補助に取り組んできたところ。

○例年、多くの企業に活用いただいており、利用しやすい補助制度と考えており、より多くの企業の後押しとなるよう本補助金の周知に努めていく。【経済観光局産業振興部】

（４）国内展示会・商談会出展に向けた支援

道・市では海外向け展示会・商談会出展に向けた支援に力を入れているが、海外向け輸出商談は言語や商慣習の違いなどにより、すぐに成約へ結びつくものではない。

一方で、新型コロナ影響も薄れ、国内での個人消費が徐々に回復していることから、まだ開拓の余地がある国内販路の開拓に目を向けている中小企業は多い。

ついては、特に効率的に営業ができる国内展示会・商談会への出展に係る費用への補助や助成の拡大を要望する。

○国内の食に関する市場規模が人口減少に伴い縮小する中、新たに海外進出に取り組む企業を増やしていく必要があると考えている。

○札幌市では企業の海外進出を推進する方策として、経営基盤の強化に向けた国内販路の拡

大に取り組む企業に対して、国内展示会や商談会への出展費用等の支援を行っている。
○展示会への出展企業などの声も踏まえ、より効果の高い展示会・商談会への機会創出に努めていく。【経済観光局産業振興部】

3. 原材料・原油高対応及び円滑な価格転嫁への支援

(1) エネルギー価格等の高騰に係る支援体制の拡充

燃料・資源価格の高騰により、工場を自社で所有する製造業や、宿泊施設、飲食店等を経営する観光業は、事業活動に伴う電力やエネルギー消費量が多いため、経営に大きな打撃を受けている。

こうした中、経済産業省では「電気・ガス価格激変緩和対策事業」、北海道では「事業継続緊急支援金」による価格安定化に向けた対策を講じているが、現在の補助制度だけでは価格高騰に充分に対応しているとは言い難い。

ついては、エネルギー価格の安定による企業の経営状況の改善のため、電力やエネルギー価格高騰の影響を受けた事業者に対する助成金制度の拡充を要望する。

○工場等において多くのエネルギーを消費している製造業を対象に、省エネ・脱炭素化計画策定をハンズオン支援するほか、省エネ・脱炭素化のモデルとなるハード及びソフトの取組への補助を実施していく。

○札幌市独自の補助金・助成金を別途創設するにあたっては、国や北海道の動向を見極めつつ、引き続き札幌市として実施すべき取組について検討していく。

○中小企業融資制度の「景気対策支援資金」においては、エネルギー価格高騰等の影響により利益が減少した中小企業者の資金繰り支援を継続するとともに、信用保証料の補給と併せて、運転資金の支援を行う。【経済観光局産業振興部、経営支援・雇用労働担当部】

(2) 価格転嫁等取引適正化に向けた環境整備の更なる推進

中小企業では取引先との関係維持のため、原材料価格や労務費の高騰などによる売上原価の上昇分の全てを価格転嫁することが難しく、利益を圧迫していることに加え、本年度も最低賃金の大幅な引き上げも予定されていることから、正常な利益確保のために価格転嫁を進めることは、中小企業において喫緊の課題である。

そうした中、北海道では適正な価格転嫁の環境整備に向けて、「パートナーシップ構築宣言」の取組を広く周知するとともに、宣言企業には補助金審査時の加点措置等の優遇措置なども講じている。

ついては、札幌市においても国や道と一体となり、取引適正化に向けた環境整備の推進を要望する。

○原油価格・原材料価格高騰等のコスト上昇分を適切に価格転嫁できる環境の整備等、取引適正化に向けた取組を確実に行うよう国へ要望を行っている。

○本市の中小企業融資制度において、国の「パートナーシップ構築宣言」を公表している中小企業者に対する低利な融資制度を設け、事業者の日々の資金調達支援を実施している。

○引き続き状況を見極めながら、適時適切に国への要望や、関係団体の連携・協力の下、適切な価格転嫁を更に推進するために、地域経済の成長と分配の好循環に向けた一層の機運醸成を図っていく。【経済観光局産業振興部、経営支援・雇用労働担当部】

4. デジタル化の推進

(1) デジタル化の環境整備に向けた補助金等支援策の拡充

中小企業のデジタル化を取り巻く環境は、コロナ禍を契機に、テレワークや、オンライン会議システムなどの導入が促進されたことに加え、小規模事業者持続化補助金やIT導入補助金等、デジタル化を後押しする国の施策も展開され大きく前進した。

一方で、デジタル化への取組を進めるための人材確保や環境整備の費用捻出に苦慮している事業者も多く、更なるデジタル化推進の課題となっているなか、札幌市ではテレワーク導入補助金により事業者を支援しているものの対象範囲が限られていることから、以下について要望する。

- 1) 事業者の更なるデジタル化推進に向けた補助金を創設すること
- 2) デジタル化推進に活用した小規模事業者持続化補助金の自己負担額の一部を補填する、補助金の上乗せ支援等を実施すること

○市内中小企業におけるデジタル化推進のため、企業によるデジタル化に向けた取組に係る経費の補助制度について令和6年度から更なる拡充を予定している。

○なお、コロナ禍においては、国の「小規模事業者持続化補助金」を利用したコロナ対策に係る事業に対して、補助金の上乗せ補助を実施してきたところ。

○今後も中小企業のデジタル化の促進に向けて、支援内容の充実を図っていく【経済観光局経営支援・雇用労働担当部、経済戦略推進部】

(2) デジタル人材育成・リスクリング等の支援策拡充

人手不足に対応するため、デジタルの活用による生産性の向上が一層急務となってきたが、多くの中小企業は社内にデジタル化を検討・運用する専門人材がいないため、社内人材の育成が急務となっている。

しかしながら、依然としてコロナ禍の影響から脱却していない中小企業も多く、デジタル化を推進する人材育成や環境整備の費用捻出に苦慮していることから、中小企業のデジタル化の推進に向け、デジタル化人材育成、リスクリングに特化した補助金の創設、または現行補助制度の対象拡充による対応を要望する。

○本市では、市内中小企業においてデジタル化を推進する人材を育成するため、DXやAI活用に関する各種セミナーの開催のほか、社内におけるデジタル化推進人材育成プログラムなどの支援策を実施している。

○今後もデジタル人材の育成に向けて、支援内容の充実を図っていく。【経済観光局経済戦略推進部】

(3) 企業のセキュリティ対策推進に向けた支援策の強化

デジタル化の進展に伴い情報資産を狙ったサイバー攻撃が年々高度化、巧妙化しており、特に最近では、ランサムウェアによる被害件数が増加している。

こうした中、情報資産の流出は、企業の社会的信用も大きく失い、経営継続にも関わることから、高度なセキュリティ対策が重要かつ不可欠である。

については、経営者および従業員のリテラシー向上によるセキュリティ対策への理解を深めることが必要であるとともに、セキュリティ対策を提供する事業者においても、サイバー攻撃に対応する高度な製品開発の推進が必要であることから、下記を強く要望する。

- 1) セキュリティ対策ツールの導入支援や開発支援を行うこと
- 2) セキュリティ対策の推進にあたり、効果的な周知活動を行うこと

○国におけるITツール導入に関する支援制度を周知するとともに、北海道警察などの関係機関と連携した普及啓発やデジタル化促進に関する補助制度においてセキュリティ対策の支援を実施している。

○今後も関係機関と協力して、市内中小企業におけるセキュリティ対策を推進していく。【経済観光局経済戦略推進部】

5. 公共予算の確保、入札制度等の改善

(1) 地域を支え経済復興をけん引するための安定的な建設予算の確保

建設・設備業界は、地域のインフラ整備や近年頻発している自然災害時の復旧業務を支える重要な役割を担っており、その役割を果たすためには、一定の事業量の確保や実勢に沿った適正価格での受注により、企業経営の安定化を図る必要がある。

また、新型コロナウイルス感染症により打撃を受けている北海道経済を早急に復興するためには、多様な業種への波及効果の大きい社会資本整備の推進が重要であるため、公共工事の安定的な予算確保を要望する。

1) 公共工事における安定的な予算の確保

○アクションプラン 2023 では、道路や公園の計画的な維持・更新に加え、学校などの市有建築物の老朽化対策、札幌駅・大通周辺の再開発などを進めるため、計画期間(2023～2027)における5年間の建設事業費として、8,029 億円、年 1,300～1,700 億円を見込んでいる。【建設局土木部】

2) 経営安定化のための発注時期の平準化

○施工時期の集中による人員や資機材の需要ピーク分散するため、発注時期平準化に努めてきたところ。

○引き続き債務負担行為や早期発注などにより、発注時期の平準化に努める。【建設局土木部】

3) 国土強靱化計画（札幌市強靱化計画）に基づく、防災・減災・強靱化への着実な取組の推進

○平成 30 年北海道胆振東部地震の教訓や近年発生した「感染症」「猛暑」などの新たなリスクを踏まえ、令和6年3月に「札幌市強靱化計画」の改定を予定している。

○今後も引き続き、真に災害に強い街づくりの実現に向けて、本計画に基づく取組を着実に推進し、市民の安全・安心につながる事業をより一層力強く推進していく。【まちづくり政策局政策企画部】

(2) 働き方改革に対応した発注の推進と生産性向上の推進

建設関連業界は、喫緊の課題となっている担い手の確保に加え、働き方改革の推進に伴い一人当たりの労働時間が制限されるなか、現場で人材育成に充てる時間の確保が困難であることも課題となっている。

については人材育成・技能継承の観点からも行政の一層の支援などの下記について要望する。

また、国が中心となり普及を進めているCCUS（キャリアアップ支援システム）について、札幌市ではまだ事例が見られないため、早期導入に向けた取り組みを要望する。

1) 働き方改革に伴う労務費単価、経費率の見直し

2) 賃金引上げ実現のための一般管理費の更なる引上げ

○工事の労務単価、経費率（一般管理費含）に係る積算については、現在、国において時間外労働規制の適用に向けた工事積算等の適正化や、月単位での週休2日実施に伴う新たな経費補正措置などの処遇改善に向けた検討が進められている。

○国の動向を注視し、北海道とも情報共有しながら対応を検討していく。【財政局管財部】

3) 点検業務、遠隔臨場などでのIT活用の推進

○点検業務の実施にあたり、橋梁など各道路施設において新技術・新工法等の活用を検討し、効率化などに努めている。

○工事等におけるITを活用した生産性向上について、遠隔臨場や工事情報共有システム（ASP）の活用などにより、時間の効率化に取り組んでいるところ。

○今後も、業界の意見も聞きながら、効果的に取組を進めていく【建設局土木部】

4) 工事関係書類の簡素化、移動時間を必要としないWEB会議による生産性向上の推進

○工事関係書類の簡素化は、「工事書類簡素化要領」に基づき、適宜、見直しを行い、書類の削減、簡素化を図ってきたところ。

○書類の簡素化に加え、書類の標準化、電子化などによる書類作成の効率化を推進していく。

○WEB会議に必要な機器や通信環境を整備しているため、打ち合わせ等の際は監督員にご相談のうえ、積極的にご活用いただきたい。【財政局管財部】

5) 書式統一による現場作業量の削減に向けた、入札参加資格審査申請での「共同審査システム」への移行

○札幌市の工事入札参加資格の登録申請では、等級格付の審査項目が他市町村と異なることや、他の業務システムとの連携が必須であることから、独自の入札参加資格申請システムを使用しており、「共同審査システム」へ移行することは予定していない。

○現場作業量の削減は重要な課題として認識しており、現在提出書類の削減などについて検討しており、負担軽減に向けて、引き続き取り組んでいく。【財政局管財部】

6) CCUS（建設キャリアアップシステム）導入に向けた取組み

○令和6年度（R5 債務負担、早発含む）より試行工事を実施するため、建設キャリアアップシステム活用工事試行要領を令和5年12月に策定した。

○令和6年度は土木工種・下水道工種・建築工種の最上位等級（A1・A）で発注される工事の中か

ら3～5件程度抽出して CCUS 試行工事とし、基準を達成した場合、成績評定の「工事主任-創意工夫-その他」で加点+1.0とする。基準①～④すべてを達成する必要あり。

①元請けの事業者登録を完了

②管理者 ID(現場管理者)の登録を完了

③技能者の就業履歴の蓄積(1名以上の確認)

④カードリーダーの設置の確認【財政局管財部】

(3) 設備工事業の働き方改革実現のための工期の確保

働き方改革を実現するためには、工期・工事額・コスト等が適正であることが前提であるが、電気工事や管工事は、工事過程の最終工程となる場合がほとんどであり、工期が差し迫った工事ではそのしわ寄せが設備工事に生じることが多い。

ついては、設備工事業における働き方改革の実現のために、下記を要望する。

1) 週休二日制の完全導入や、残業時間短縮に伴う対応のための適正な工期の確保

○営繕工事における週休2日工事について、令和6年4月からの本格実施に向けて準備を進めているところ。

○今後も工事発注の際には、関連工事と調整し、適切な施工期間の確保を行うと共に、施工段階においても随時、工程管理を行い、設備工事に負担とならないよう努めていく。【都市局建築部】

2) 働き方改革を実現する上で工期、コスト等が適正であることを監査・是正する第三者機関の設立

○札幌市単独での第三者機関の設立は難しいものとする。

○都市局発注工事において、各工種の工事主任間での調整を積極的に行うことなどにより、特定工種の負担とならないよう取り組み、働き方改革を進めていく。【都市局建築部】

(4) 入札・契約制度の改善と最低制限価格の引き上げ

競争入札は最低制限価格付近での落札が多いため採算性が低く、適正利益による受注が得られないことで、人材の育成・確保や新たな設備などに十分な投資が進まない等の影響が生じている。

ついては、地域を担う地元中小建設業者の健全な企業経営のため、最低制限価格の引き上げや、地元優先発注の推進、総合評価落札方式など多様な入札制度の活用等により、くじ引きを極力回避した、より公平な受注機会の確保を要望する。

1) 低入札価格調査基準率・最低制限価格率の引き上げ

○建設業を取り巻く環境が変化する中において、公共工事等の担い手の中長期的に育成・確保されるため、適正な利潤が確保されることは重要と認識している。

○最低制限価格等の改善について、引き続き、国や他の自治体の動向などを注視するとともに、昨今の厳しい状況を踏まえつつ、総合的に判断していく。【財政局管財部】

2) 複数年契約の導入を含めた多様な入札契約方式の活用

○一部の工事については、早期発注などによる施工時期の平準化とあわせて、債務負担を活用した複数年工事に取り組んでいる。

○履行品質の確保等の観点から総合評価落札方式や成績重視型などを実施しており、引き続き、他都市の事例なども参考に多様な入札契約方式の活用を図っていく。【財政局管財部】

3) 見積り方式の積極的導入

○今年度に入り、衛生設備工事など一部の工事において入札不調や不落が増加している状況であり、対応として、発注方法や発注時期を見直すなどの取組を進めているところ。

○見積活用方式については、設計内容と現場作業に乖離があると判断され不調・不落となった工事などへの活用を想定しており、今後の活用に向け関係部局と連携し検討を進めていく。【財政局管財部】

4) 地元優先発注の推進

○札幌市工事請負契約に関する基本方針において、地元建設業者の受注機会の確保を掲げており、競争性の確保を前提に、本市に建設業許可における主たる営業所を有する者（市内企業）への優先発注を原則としている。

○工事下請負及び資材調達における市内企業の活用についても促進することとしている。
【財政局管財部】

5) 「くじ引き」を極力防ぐために有効な入札契約制度の検討実施

○令和4年度より、健全な価格での競争を通じた適正な利益の確保を目的とした市況連動型失格判断基準を試行導入している。

○試行した工事件数は、令和4年度と令和5年度を合わせて18件に留まり、現時点で効果的な分析を行うまでには至らないことから、これまでの試行結果を踏まえつつ、次年度も同程度の試行実施を行い、検証していく。【財政局管財部】

(5) 原料・物価高騰への対応、柔軟なスライド適用

原油、原材料価格をはじめ、建設関連のあらゆる資機材の価格が高騰している。

こうした中、資機材の価格高騰を企業努力のみで吸収することは非常に困難な状況にあるため、札幌市においても工事費のスライド適用を行っているところではあるが、工事の竣工2か月前に適用するスライドを選択し、煩雑な手続きを進める必要があり事業者にとっても大きな負担となっていることから、手続きの簡素化を要望する。

また、代替品が無い設備機器については設計単価が一部「逆ザヤ」になっており、企業の利益を圧迫している。「逆ザヤ」が発生しないよう実勢価格を設計価格へ早期に反映することを要望する。

○スライド条項については、国の取扱いに準拠し運用しているところ。

○単品スライドの請求は工期末の2か月前までに行うと規定されているが、請求時点では詳細な書類の提出までは必要としていない。

○その後の協議開始日や申請に必要な証明書類の提出等については、各現場状況に応じて柔軟な対応が可能な場合もあるため、早めに工事主任へ相談し準備を進めて頂きたい。

○代替品がない設備機器のような特殊なものについては、メーカーにヒアリングを行うなどして、適切な実勢価格の把握に努めていく。【財政局管財部】

（６）冬季間における独自の積算歩掛設定及び、工期設定の見直し

積雪時の現場までのアクセス通路確保や、工事現場内の除排雪作業については、受注者が実施している状況となっている。

このことから、除排雪費、各作業の冬期施工に応じた歩掛などの積算方法や防寒囲い養生費などについて、積雪寒冷地の実情に沿った、独自の積算歩掛へ改善するとともに、早期発注や適切な工期の確保により、工事従事者の負担軽減を要望する。

○工事の積算は、国の積算基準に準じた取扱いをしており、同じ積算基準により札幌市内で施工する国や北海道の動向を注視しながら積算基準等の改定を進めていく。

○防寒囲い養生費については令和6年4月に歩掛の改定を予定している。

○冬季間にかかる施工が想定される工事についてできるだけ早期発注を行うなど、引き続き適切な工期設定に努めていく。【財政局管財部】

（７）道路除排雪体制の強化及び安定的な予算確保

北海道開発局と札幌市では令和4年8月に「道路除排雪に関する協定」を締結し、緊密かつ組織的な連携・協力体制の強化を図りながら、道路除排雪の取組みを進められていると認識している。

しかしながら、札幌市内の特に中心部においては、依然として道路脇の雪山発生に伴う車線減少や、荷捌き車輛の一時停車等の影響により慢性的な交通渋滞が発生し、事業者の生産性を下げる要因にもなっている。

については、市民の安心・安全の更なる確保と、運転時間の短縮による事業者の生産性向上のため、以下を要望する。

１）市内全域、特に中心部における道路除排雪体制の強化

○冬期間の市民生活や社会経済活動を支えていくため、交通量や幅員などの特性に応じて、道路種別ごとに除雪水準を定め、効率的・効果的な除排雪の実施に努めている。

○令和3年度の度重なる大雪を受け、令和4年度から、大雪傾向の場合には、幹線道路やバス路線における排雪作業前倒しや作業強化を実施することとしている。

○今後も気象等の状況に応じて適宜道路パトロールを実施し、路面や幅員の状態を把握するとともに、計画的な排雪に加えて、拡幅除雪や交差点排雪、路面整正作業や凍結防止剤散布を的確に実施するなど、冬期間の渋滞緩和や円滑な交通確保に努めていく。

○札幌駅周辺では、バスターミナルビルの改築に伴いたくさんの仮設バス乗降場が設置されたことから、専属の作業班を確保、除排雪作業を強化している。【建設局雪対策室】

２）道路除排雪事業における安定的な予算の確保

○今年度の除雪費は、安定的な除排雪体制の確保につながるよう、公共労務単価の上昇分を反映するとともに、予測のつかない気象の変化に対して、より機動的な除排雪を実施するため、前年度からおよそ48億円増となる264億円を計上している

○今後も引き続き、道路状況や降雪状況に応じた適切な除排雪を実施するため、必要な予算の確保に努めていく。【建設局雪対策室】

（８）指定管理業務受託者に対する人件費に関するスライド条項の適用

建物の警備業務契約（機械警備及び巡回警備を除く）では、既にスライド制度を試行導入しているが、同じ札幌市の建物であっても指定管理者との間で契約が締結されている警備業務（機械警備及び巡回警備を除く）は対象となっていない。

また、警備業務については、「令和4年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」における「最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直しの項」において、最低賃金又はその近傍の人件費単価の被用者が用いられる役務契約の一つとして挙げられている等、最低賃金の改定による影響が大きい業務である。指定管理者制度における管理予算においてスライド金額を考慮した予算を確保し、指定管理者と契約している警備業務も対象なるよう、指定管理業務受託者に対する人件費に関するスライド条項の適用を要望する。

○指定管理制度における管理費用については、個々の施設において、その管理運営に必要な経費を適正に積算した上で設定をしている。

○各指定管理者においても、民間の知見を活かしながら、警備サービス等の物価の状況を踏まえ、本市が支払う管理費用や利用料金をもって、適切に管理を行っている。

○昨今の人件費の高騰が顕著であることを踏まえ、令和6年度から最低賃金などの賃金水準の変動に応じ、2年目以降の管理費用を変更する仕組みとして、賃金スライド制度を新たに導入する。

○本制度は指定管理者における職員の賃金上昇を図るものであるため、指定管理者が契約する警備業務について対象としていないが、今後も引き続き、各指定管理施設の運営状況のほか、国や他都市の動向及び社会経済情勢を注視しながら検討していく。【総務局改革推進室】

（９）施設警備、駐車場整理業務の参加資格要件確認の厳格化

札幌市内の施設に関する入札には、大きく分けて清掃業務、設備管理業務、施設警備、駐車場整理業務の入札案件がある。

そうした中、清掃や設備管理では、入札告示・入札説明書の入札参加資格に、「本店所在地が札幌市内で登録されていること」等が明記されており、市外に本店を有する企業は参加資格が与えられていない。

一方、施設警備、駐車場整理業務の参加資格には、「札幌市内に本店または支店等を有し」とあるため、市外業者にも開放されているため、営業の実態が無い「名ばかり営業所」が落札することもあり、市内業者の権利が保護されていない状態である。

については、施設警備、駐車場整理業務の参加資格要件確認の厳格化要望する。

○警備業務については、市内の本店又は支店等に責任者が常駐し、社会保険適用従事者の雇用等を参加要件とし、健康保険被保険者証等の提示を求め確認している。

○今後も各発注課に対して、これらの参加要件の確認等について周知徹底していく。【財政局管財部】

（10）建物清掃業務総合評価一般競争入札における「従事者の支払賃金の提案」の廃止

建物清掃業務総合評価一般競争入札において、「従業員の支払賃金の提案」が評価項目となっているが、入札参加企業にとっては、受注するために無理をしてでも加点を求めるケースもあり、結果として企業体力が奪われることとなる。

については、建物清掃業務総合評価一般競争入札における「従事者の支払賃金の提案」を廃止することで、受注するために「最低賃金以上の支払いを求める仕様」となっている現状の入札のあり方の是正を要望する。

○総合評価一般競争入札における支払賃金の評価については、令和4年に評価方法の見直しを実施した。

○見直し後の状況を検証し、他の評価項目の見直しと併せて、引き続き関係団体との意見交換を行いながら検討していく。【財政局管財部】

(11) 入札、プロポーザル情報発信の一元化

現在の入札およびプロポーザル情報は、各部局単位での掲載や、複数のページにまたがっており、情報収集に非常に時間がかかる仕様となっている。

については、入札およびプロポーザル情報が一つのホームページに集約され、部局別、業種別等、カテゴリ別の検索機能を有し、結果情報も含め、一元的に確認できるページを作成し、公開することを要望する。

○役務契約に係る一般競争入札、プロポーザルの公募中の案件については、市ホームページの公募中案件の一覧に調達契約の名称、契約方法、部局名等を掲載している。

○調達契約のリンクから発注担当課のホームページを開き告示等の詳細確認は可能となっている。

○公募中案件一覧について、令和6年4月をめどに、現在の公表形式からエクセル形式に変更し、プロポーザル案件のみを抽出するなどの簡易な検索を可能とする変更を行う予定である。

○入札等結果はエクセルで一覧表を公表しており、公募中案件一覧とは公表する項目が異なることから見やすいように別々に公表しているところ。【財政局管財部】

6. 人材確保・育成支援

(1) 建設業における若年層の入職促進策の拡充

業界では、魅力ある建設産業の再生に向けて、その担い手たる若年従事者の入職促進を図る職業体験など、就職意欲の喚起に繋がる事業を実施しているところではあるが、若年層の建設業への理解を深めるため、関連助成金の充実や、普通科からの入職者確保の促進などの施策をさらに積極的に進めることを要望する。

○建設業における人材確保・育成支援では、将来の担い手として期待される女性や若者などの人材を確保・育成をする企業の取組に対して助成事業を行っている。

○就職を控えている学生などを対象としたインターンシップ受入れ企業への助成について、受入れ機会を拡大して建設業界への入職促進を図るため、助成要件の見直しを検討するなど、今後も積極的に取り組んでいく。【建設局土木部】

○普通科の高校生を対象とした建設業を含めた地元企業の職業体験イベントの実施を通じ、入職者確保の促進を引き続き進めていく。【経済観光局産業振興部】

(2) 理工系学生の道内定着に向けた取り組みの拡充

直近の国勢調査では、道内就業者の製造業へ従事する割合が大幅に低いことが示されていることに加えて、道内理工系学生は道外への転出が多く、「ものづくり産業」における慢性的な人手不足が喫緊の課題となっている。

については、道内理工系学生に道内ものづくり企業への理解を深めてもらう必要があるため、下記を要望する。

1) 道内理工系学生を対象にした企業訪問・インターンシップ及び、企業との交流機会の創出

○製造業等の「ものづくり産業」を始めとした企業の人手不足が、喫緊の課題であることは認識している。

○理工系を含む学生と企業とのマッチングを促進するため、これまで企業が経費等の負担から実施できなかった就職支援サイトの掲載や、合同企業説明会開催等の一層の支援などにより、学生と企業が交流できる機会の創出を検討していく。

○製造業を始めとした札幌市が認定する企業に学生が就職した場合に、奨学金の返還を支援する取組について、大学等とも連携しながら周知を行い、理工系を含む学生の地元定着を促進していく。【経済観光局経営支援・雇用労働担当部】

2) 市内ものづくり産業に係る中小企業のPR強化

○中小ものづくり企業のPRに向けては、ものづくり企業の就職促進動画を制作しSNSを通じて若年層に発信するほか、工業団地における認知度向上・理解醸成等を図るためのオープンファクトリーの取組に対し補助を実施していく。【経済観光局産業振興部】

(3) IT 技術者の育成と確保に向けた支援

国内外で様々な分野のデジタル化が進展し、IT 関連の市場が成長し続けている中、首都圏との賃金格差等の影響もあり、道内 IT 企業は IT 技術者を十分に確保出来ていない状況が続いている。

そのような中、IT 関連の市場は、AI、6G等、様々な技術革新に伴い今後も更に成長することが予想され、特に高い技能を持った IT 技術者の確保は、国内外で更に激化することが見込まれることから、IT 技術者育成に関する補助金制度の創設に加え、U・I・Jターン採用や、人材の地場定着に関する支援制度の創設による道内 IT 関連企業の人材確保支援を要望する。

○IT人材の育成に向けて、若年層向けのプログラミング体験イベントや高度エンジニア発掘・育成プログラム等のほか、社会人向けに先端技術を習得する各種講座等を実施している。

○令和5年度からは、プログラミングやロボット大会の参加経費補助制度を新設するとともに、ITエンジニアのスキルアップやキャリアアップを後押しするためにコミュニティ活動の支援等も開始した。

○IT人材の確保に向け、道外からのIT技術者採用に係る経費の補助や採用支援セミナー等を実施しているが、令和6年度からは補助対象となる人材要件の拡充を予定している。

○今後もIT技術者の育成と確保に向けた支援を継続して取り組んでいく。【経済観光局経済戦略推進部】

7. 制度改正・創設、補助制度の拡充など

(1) 中小企業のカーボンニュートラル実現に向けた取組みへの支援拡充

道内中小企業においてもカーボンニュートラルの取組みの加速化を求められているものの、対応する人材の不足や、設備投資に必要な資金調達において課題を抱える企業も多く、行政による具体的な取組指針や補助金等による一層の支援が必要となっている。

については、中小企業におけるカーボンニュートラルの取組みを推し進めるため、下記を要望する。

1) カーボンニュートラルに取組む企業に対し、税負担軽減や入札時の加点などインセンティブを設定すること

○令和3年度税制改正において、カーボンニュートラルに向けた投資促進税制が創設され、産業競争力強化法の計画認定制度に基づく大きな脱炭素化効果を持つ製品の生産設備や、生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入に対して、法人税を最大 10%の税額控除又は 50%の特別償却することとされた。また、令和6年度税制改正においては、当該税制について拡充することとされたところ。

○令和4年度から北海道開発局、北海道と連携し、工事成績評定にゼロカーボン(カーボンニュートラル)推進に向けた取組に対して評価項目を追加し、業界の意識醸成を図っている。

○評価方法などについては、北海道開発局及び北海道などとの協議において、今後の進め方を検討するとともに、総合評価落札方式における加点などについては他都市の動向などを注視していく。【財政局税政部、管財部】

2) 公共の相談窓口の充実及び、社内で推進するための人材教育プログラムと各種ツールの提供体制を確立すること

○令和6年度より新たに事業者が自ら取り組む SDGs の達成や、脱炭素社会の実現に向けた取組を総合的にサポートするための相談窓口の設置を予定している。

○事業活動の省エネ化に役立つセミナーを開催することや、省エネ性能に優れたZEBを推進するため、令和2年度に作成した建物の省エネ計算結果からおおよその年間の光熱費を「見える化」するツールを引き続きホームページで公開することにより、建物のZEB化における効果を確認できるようにするなどの取組を行っていく。

○このほか、「札幌ゼロカーボン推進ネットワーク」のウェブサイトを活用するなど、引き続き、本市より各種補助金制度などの脱炭素に係る情報等を提供していく。【環境局環境都市推進部】

3) 営業車として次世代自動車の導入の為に補助、助成を拡充すること

○札幌市では次世代自動車のうち走行時に温室効果ガスを排出しないゼロエミッション自動車である電気自動車及び燃料電池自動車の普及を促進するため、ゼロエミッション自動車を購入した市民・事業者に対する補助を実施している。

○令和6年度には、都心に位置し利便性の高いエリアである旧中央体育館跡地(中央区大通東5丁目)において、バスやトラックなど大型車両にも対応可能な定置式水素ステーションの供用開始を予定している。

○今後も、札幌市気候変動対策行動計画に基づき、2030年までに札幌市内の自動車保有台数に占める次世代自動車の割合を6割まで引き上げる目標の達成に向けて、次世代自動車の普及状況を踏まえながら効果的な導入支援策や導入環境の整備について検討していく。【環境局環境都市推進部】

4) ZEB、ZEH の導入について補助、助成の内容を拡充すること

○「札幌版次世代住宅基準」を定め、ZEHよりも断熱性能等が高い新築戸建住宅に対して建設費補助を実施しており、令和5年度に補助制度を見直し、断熱性能の等級に応じて、補助額を従前の最大160万円から最大220万円に増額、運用している。

○また、ZEBやZEH-Mの建物を建築・改修する建築主等に設計費の一部を補助する制度を実施している。

○国による建設費の補助の活用と合わせて、札幌市気候変動対策行動計画における、ZEHやZEB相当以上の省エネ性能を持つ新築住宅・ビルの割合を2030年に8割まで引き上げるという目標の達成に向けて、引き続き取り組んでいく。【都市局市街地整備部、環境局環境都市推進部】

5) プラ包装削減の取組みに対する補助、税制を優遇拡充すること

○市民団体・事業者・行政で構成される「北海道容器包装の簡素化を進める連絡会」に参加し、市役所ロビーで容器包装簡素化展を開催するなど、容器包装削減の取組を進めている。

○令和5年7月には事業者団体が主催する容器包装交流セミナーの開催に協力し、事業者や関係団体、市民との意見交換を実施した。

○今後も、市民への普及啓発に努めていくとともに、事業者や関係団体とのさらなる意見交換も検討していく。【環境局環境事業部】

6) クリーンエネルギーをエネルギー源として導入する際の補助、助成を拡充すること

○再生可能エネルギーの導入拡大に向け、戸建住宅に対する太陽光発電設備の導入費用の一部を補助しているが、令和4年度からは事業者に対する自家消費型太陽光発電設備補助を新たに実施している。

○当該事業者向け補助は、環境省の交付金を活用するもので、国のルールに則り、戸建住宅よりも高額の補助を行っている。

○事業者が再生可能エネルギー電力を導入するための誘導策として、スケールメリットを活かすことで、個別に調達する場合よりも、より適正な価格で再生可能エネルギー電力に切り替えることが出来る「SAPP-RO 再エネ共同購入プロジェクト」を令和5年度から新たに実施している。

○引き続き、事業者に対する再生可能エネルギーの導入支援を行っていく。【環境局環境都市推進部】

(2) 札幌市公認SDGs認証制度の構築

2016年に政府が我が国のSDGs取り組みの指針となる「SDGs実施方針」を決定してから、既に7年が経過したものの、いまだ社会における認知度や理解度は十分に深まっているとは言えず、民間事業者の中でも特に中小零細事業者においては、重要性は認識しながらも、取組が進んでいない状況となっている。

そうした中、中小零細事業者におけるSDGsを推進するためには、SDGsに積極的に取り組む事業者の「見える化」を図り、そこに自治体がインセンティブを設定する等、事業者側のメリットを明確化することで、各事業者の積極的取組へ繋げていくことが重要である。

については、札幌市において各事業者のSDGsへの取り組みを客観的に評価する札幌市公認SDGs認証制度を構築するとともに、認証企業に対する税負担軽減や、入札時の加点などインセンティブを導入することを要望する。

○企業の自己評価により一定の基準を満たした企業を登録する「札幌SDGs企業登録制度」を令和6年1月から運用している。

○登録企業に対しては、専用ポータルサイトでの登録企業のSDGsに係る取組の発信や経済観光局の公募型企画競争入札における加点措置の検討等のインセンティブを設けており、市内企業のSDGs経営の裾野を拡大していきたいと考えている。

○令和6年度からは、より先進的なSDGsの取組を行う企業に対し、第三者の評価により認証を行う認証制度の構築を予定しており、金融機関等と連携しながら、市内企業におけるESG投融資の獲得などにもつなげていく。【経済観光局産業振興部】

（３）若年層の定住を後押しする住宅取得促進施策の創設

住宅市場を取り巻く環境は、建築資材・設備の調達難による建築費の高騰や、海外資本の参入による事業用地の取得難・価格高騰などが続き、その結果、大都市を中心に新築・中古物件問わず住宅価格が上昇し続けている。

また、少子高齢化が続く地方の持続的な発展のためには、将来を担う若年層の定住人口の増加が必須となるが、住宅ローン利率が低いにもかかわらず高騰する住宅価格により、所得が低い若年層は、将来への不安から購入を控える傾向にあると考えられる。

については、住宅不動産市場の活性化による地域の持続的な発展のため、若年層を中心とした中低所得者の住宅購入を促す補助や助成制度を創設することを要望する。

○独自の高断熱高気密住宅の基準である「札幌版次世代住宅基準」を定め、断熱性能等が高い新築戸建住宅に対する建設費の補助を行っており、若年層にも多く活用されているところ。

○中古住宅に対しては、「住宅エコリフォーム補助制度」を定め、省エネ改修やバリアフリー改修の費用の一部に対し、最大で50万円の補助を行っており、幅広い年齢層の市民に活用されている。

○今後も、社会経済の状況の変化や、若年層の市民の需要も踏まえ、より良い制度となるよう、必要な見直しを検討していく。【都市局市街地整備部】

（４）補助金の利便性向上、継続運用について

市内経済の活性化を進めるためには、事業再構築補助金の採択事業者向け「札幌市事業再構築サポート補助金」のような、上乗せ補助など手厚いサポートを行う施策の継続展開とともに、新たな補助金施策の打ち出しが必要となる。

加えて、補助金申請の手続きは、様式や仕組みが煩雑なものが多く、必要としている経営者が検討段階で断念するケースが見受けられるため、北海道で実施した「中小・小規模企業新事業展開・販売促進支援補助金」のように、わかりやすい要件と簡便な書式で、事業者が自ら申請しやすい施策の構築も必要となる。

については、事業者支援に資する補助金施策の継続及び、補助金に係る申請方法等の簡略化および利便性向上を要望する。

○本市では、補助金等の資金面の支援策を各種実施しているほか、補助金の申請補助等を含めた中小企業の経営相談を通じて、中小企業の経営基盤の強化促進に取り組んでいるところ。

○引き続き、札幌経済を支える中小企業を支援していくため、変化する社会経済情勢を見極め、適時適切な施策を検討していく。【経済観光局産業振興部、経営支援・雇用労働担当部】